

## グローバル・ガバナンス学会ニュース・レター 第14号

Japan Association of Global Governance News Letter No. 14

2023.8.29

<巻頭言>

グローバル・ガバナンス学会 会長

中村登志哉（名古屋大学）

学会員の皆様には、国内外の学会活動が順次、対面へと移行する中、益々ご健勝にご活躍のことと存じます。

さて、本学会では、周知の通り、3年半ぶりに対面（一部ハイブリッド）で、第15回研究（2022年11月12、13日）を中京大学名古屋キャンパスにて開催しました。本学会創設10周年記念大会ともなった同大会には、延べ百名を越える学会員や研究者の皆様が参加し、コロナ禍を乗り越えて、通常の学会活動が戻ってきたことを印象付けました。会場では、久しぶりの再会を喜び、研究報告に関わる話題で盛り上がる会員の皆さんの姿が見られ、対面の研究大会の意義を改めて認識した次第です。各大学が施設貸出に慎重な姿勢を崩さない中、いち早く、本学会への協力を決めてくださった中京大学と大会実行委員長の本多倫彬会員に改めて厚くお礼申し上げます。

こうした対面に加えて、一部は、海外の大学や研究機関のご協力を得て、ウクライナ危機や経済安全保障研究の最先端で活躍する先生方とオンラインで結んでの議論も実施し、経済安全保障推進法をめぐっては、内閣官房の幹部をお招きして、機微な課題を含めて本学会の研究者と忌憚ない議論を交わすことができ、創設10周年記念大会にふさわしい有意義なものとなったのではないかと思います。実現に尽力してくださった企画委員会や国際交流委員会、関係理事の皆さまに改めて心から感謝いたします。同研究大会の詳しい内容は、本ニュース・レターの各ご報告のほか、共通論題の一部の論文は本学会誌第9号に掲載されておりますので、そちらをご覧ください。

第6期理事会は現在、研究大会や学会誌発行の重要業務のうちコロナ禍以前の状況に戻すべきものは遅滞なく戻すべく作業する一方、研究会や理事会など、オンライン開催がふさわしい場合にはオンラインの利便性を活用するベスト・ミックスを念頭に、学会業務の合理的運営に取り組んでおります。同時に、投稿論文の増加を踏まえて「研究ノート」の区分を新設し、編集体制の強化にも取り組み始めました。限られた人数で作業していることもあり、学会員の皆様にはご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、前期理事会の方針を踏襲し、学会員の満足度の高い学会を目指して、微力を尽くしますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

## 第 15 回研究大会（中京大学）報告

2022 年 11 月 12 日・13 日

\* 報告者・討論者・司会者の皆様のご所属は第 15 回研究大会当時のものです。

11 月 12 日(土)

■部会 1. 国連 PKO と平和構築における自由主義の価値を再考する：日本の国際平和協力への政策インプリケーション

- ・報告：藤重博美（青山学院大学）「価値脱却時代の国連 PKO：「ニッシュな（特定分野特化型）」貢献への需要の高まりと日本の国際平和協力の交錯？」
- ・報告：キハラハント愛（東京大学）“Evolution of individual legal accountability framework for sexual exploitation and abuse at UN peace operations”
- ・報告：上杉勇司（早稲田大学）「インド太平洋の国際平和活動」
- ・報告：本多倫彬（中京大学）「価値から再考する日本の平和構築支援」
- ・司会兼討論：中内政貴（上智大学）

### 部会内容

冷戦終結後に活発に取り組みられてきた平和構築や国連平和維持活動（PKO）であるが、近年、これらに対して厳しい目が向けられている。本多会員の報告資料において、（自由主義的なものに限定してはいるものの）平和構築の試みは「失敗として歴史に記憶されようとしている」と端的に示されているように、少なくとも転換点にさしかかっていると考えることができるだろう。ただし、やはり本多会員が指摘するように、「平和構築の要請は依然として存在」してもいるのである。本部会では、この現状について、様々な角度から分析を加えた。

以下、それぞれの報告内容について簡潔にまとめたい。藤重会員報告においては、まず、国連安保理内の対立を背景に、国連 PKO が自由主義的な価値の強調を差し控えるという変化が生じていることが指摘された。結果として、経済先進国はロジスティクスや訓練の提供など「ニッチ」な活動に集中する傾向が見られ、日本の国連 PKO への関与もこの傾向と合致しているという。キハラハント会員報告では、まず国連平和活動要員による性的搾取・虐待（SEA）に対して、問題を起こした個人やその上官の責任を追及するアプローチから、被害者の人権を考慮し経済的救済に重点をおくアプローチへの変化が示された。そのうえで、一部の安保理常任理事国が人権には圭義的でありながら SEA では救済を重視する傾向があ

ることから、その理由についての考察、また日本が SEA 問題に積極的に取り組んできた経緯から、日本に可能な貢献についての考察が行われた。本多会員報告では、まず、国連 PKO や平和構築活動が国際的なアクター中心の自由主義的なものから、現地のアクターを重視する「ローカル・ターン」を経て、ポスト・リベラルなものへと変化してきた現状が示された。そのうえで、近年の日本の取り組みは、強靱な国家・強靱な社会の建設を謳いながらも、実際には機能する政府の存在を仮定したうえで、国家ではなく村落共同体の開発に注力している傾向があることが指摘された。上杉会員報告では、平和維持・平和構築において、どのアクターの関与が大きいのかによって政治的自由度と経済開発度に差異が生じるとの仮説に基づき、事例間の比較を行った結果が報告された。それによれば、カンボジアのように、中国の関与が大きい国で自由度が低い一方で経済開発が進むという、仮説を裏付ける例が見られ、今後モデルの精緻化をはかっていくという。

これらに対して、討論者からは、国連 PKO および平和構築の潮流や日本を含むアクターの動向についてのコメントおよび質問があり、会場参加者からもいくつかの質問が行われ、活発な議論となった。

(文責 中内政貴)

---

## ■部会 2. 自由論題 1

- ・報告：井原伸浩（名古屋大学）「信頼概念を用いたシンガポールのオンライン 虚偽情報および情報操作防止法(POFMA)の分析」
- ・討論：首藤もと子（筑波大学）
- ・報告：高橋敏哉（松陰大学）「共通の安全保障再考：安全保障の思考方法とグローバル・ガバナンス」
- ・討論：足立研幾（立命館大学）
- ・司会：畠山京子（新潟県立大学）

## 部会内容

11月12日13時から開始された自由論題の部会では、井原伸浩会員（名古屋大学）は「信頼概念を用いたシンガポールのオンライン虚偽情報及び情報操作防止法(POFMA)の分析」、高橋俊哉会員（松陰大学）は「共通の安全保障再考：安全保障の思考方法とグローバル・ガバナンス」について報告を行った。

井原会員は、信頼概念を用いてシンガポールの POFMA 成立過程を分析し、同法採択の根拠である「信頼の低下を防ぐ」とは何を意味するのかについて議論した。報告では、シンガポール政府は、機関、民族、メディアに対する「信頼低下を防ぐ」ために同法の成立・履行を正当化した。同法の成立は、政治的信頼を低下させただけでなく、中立性、公正性、

公平性の期待に反し、機関に対する信頼を損ねたと議論した。これに対し、討論者である高藤もと子会員（筑波大学）からは、①分析概念である「信頼」の定義が曖昧であり、どのレベルにおける信頼を指すのか、②シンガポールの国際社会での地位に鑑みると、信頼には国際社会の信用も含むべきではないのか、③本報告はシンガポール固有の現象として扱っているが、虚偽情報拡散は国際社会でも懸念されるべき問題となっていることから、一般化する必要があるのではないかなどの質問およびコメントがあった。

高橋会員は、共通の安全保障概念を取り上げ、国家安全保障のグローバル・ガバナンス化の可能性について論じた。報告では、現在の抑止中心の国家安全保障ではなく物理的生存に限定した「共通の危機の管理」の規範化を図り、共通の安全保障概念を発達させることが、安全保障のグローバル・ガバナンスへの一歩となると論じた。討論者の足立研幾会員（立命館大学）からは、①過去に欧州で発達した共通の安全保障概念を現在に適用することは可能なのか、②どうすれば信頼が醸成されるのか、③地域レベルでは共通の安全保障は可能かもしれないが、同概念をグローバルレベルに拡大することはできるのか、④「安全保障をグローバル・ガバナンス化する」とは具体的には何を意味するのかなどの質問およびコメントがあった。また、フロアからも両会員に対して質問やコメントがあり、活発な議論が交わされた。

（文責 島山京子）

---

### ■部会3. 自由論題2

- ・報告：三上貴教（広島修道大学）「国会審議の中のグローバル・ガバナンス」
- ・討論：奥迫元（早稲田大学）
- ・報告：濱砂孝弘（九州大学）「日米安保体制と集団的自衛権」
- ・討論：前嶋和弘（上智大学）
- ・司会：松村史紀（宇都宮大学）

### 部会内容

三上貴教会員（広島修道大学）は、グローバル・ガバナンスが当初の「協治」という概念（市民社会を巻き込んで各アクターを包摂するような統治と自治を統合するようナベラリズム的な概念）から「統治」（あるいは管理）といった地政学的な概念に移行してきているのではないかという問題関心から国会審議に見える「グローバル・ガバナンス」の言説分析を行った。その分析をより説得的にするため、日本の主要紙や米国の外交問題評議会の言説なども参照しながら、上記の概念移行が生じていることを明らかにした。

討論者の奥迫元会員（早稲田大学）からは二つの論点が提起された。①グローバル・ガバナンス論が現在直面している難題は、新たな「ニーズ」（例えば難民・移民問題、権威主義

等の台頭、大国間の地政・地経学的対立)と「ガバナンス」能力とのギャップにあるのではないか。②グローバル・ガバナンスの制度設計・変更、その政策に影響をおよぼすものは「正当性 (legitimacy)」の回復にあると考える。その回復にあたってはマルチ・アクターの対応が欠かせないが、そのなかで国会の審議はどのような位置づけにあるか。

またフロアからは国会審議と新聞社説との関係、国際機構 (EU 等) で議論されるガバナンス論 (通常、アクターが決定に参画することを想定) と日本の国会審議との異同等について質問やコメントがなされ、報告者を含めて有意義な議論がなされた。

濱砂孝弘会員 (九州大学) は日本の集団的自衛権解釈の史の変遷を政治外交過程から考察した。従来、当該分野は憲法学・国際法学、憲政史、米国の公開資料に依拠した外交史研究 (対米従属的な議論も含む) が主流であったが、近年公開された日本外交文書に依拠して、外務省の主体的な役割を再検討するなど新たな解釈を打ち出そうとする意欲的報告であった。それによれば、当初外務省は集団的自衛権と憲法 9 条に矛盾はなく、前者の行使が限定的に可能だという立場をとっていた。しかし、日米安保改定や沖縄返還などの重要な歴史的局面を経るごとに内閣法制局の発言権が増し、集団的自衛権が行使不可だという政府の憲法解釈が固まっていった。

前嶋和弘会員 (上智大学) は当該報告が日米関係のダイナミズムを捉える骨太の研究であると評価したうえで、3つの論点を提起した。①新史料の価値や意義をもう少し明確に打ち出してもよいのではないか。②説明 (独立) 変数と目的 (従属) 変数、とりわけ前者の後者にたいする寄与率について示唆することも有益ではないか。たとえば、時代によって日米交渉、米国の戦略、日本をめぐる安全保障環境、日本の世論などの変数がどのように推移したのかを問うとよいのではないか。③「日本のユニークな集団的自衛権」という議論がどこまでユニークなのかを問うには比較研究も有意義ではないか。

フロアからも邦人保護の問題がどのように議論されてきたのか、日本の対米従属という通俗的な議論はどこまで妥当な理解なのかなど質問が出され、報告者との間で有意義な議論がなされた。

(文責：松村史紀)

---

#### ■部会 4. 人の移動をめぐるグローバルとローカルのポリティクス

- ・報告：安藤由香里 (大阪大学) 「入管収容をめぐるグローバル・ローカルな法制度：ウィシュマ・サンダマリさんの死の背景」
- ・報告：坂東雄介 (小樽商科大学) 「補完的保護の定義と保護の携帯—日本における議論の整理と国際的な議論動向との相違」
- ・報告：岸見太一 (福島大学) 「入管収容施設におけるローカルポリティクス：認識的不正義論からの分析」
- ・討論：山田哲也 (南山大学)

- ・ 討論：秋山肇（筑波大学）
- ・ 討論：庄司真理子（敬愛大学）

## 部会内容

部会4は「人の移動をめぐるグローバルとローカルのポリティックス」と題するもので、三件の報告がなされた。

まず安藤由香里氏（大阪大学）より「入管収容をめぐるグローバル・ローカルな法制度：ウィシュマ・サンダマリさんの死の背景」と題する報告において、グローバル法は規範群であり、国内社会と国際社会のグローバルな交錯であり、相互ダイナミックスに影響され変化する。在留資格がない入管被収容者は、グローバルな法制度では、難民認定申請者、難民認定申請者でない者、特別の保護が必要な者に分ける必要がある。ローカルな法制度では、出入国管理権限は国家主権に基づくが、憲法、被収容者処遇規則、DV措置要領などに即して考える必要があり、外国人在留制度の枠内で保護が与えられるにすぎないわけではない、との指摘がなされた。

次に坂東雄介氏（小樽商科大学）より「補完的保護の定義と保護の形態—日本における議論の整理と国際的な議論動向との相違」と題する報告において、補完的保護とは、国際人権規範が定めるノンルフルマン原則に基づいて保護の必要性が高いと判断された者を、国内に受け入れ、保護する仕組みであるが、現在の日本では、補完的保護の理解が一致している状況ではなく、報告では、保護対象者の範囲について UNHCR の見解との相違を検討がなされた。さらに、保護の範囲に関する議論の次に保護内容の構築に関する議論にステップアップすべきと指摘した。この観点から、構築されるべき保護内容の方針が提示された。

そして岸見太一氏（福島大学）より「入管収容施設におけるローカルポリティックス：認識的不正義論からの分析」と題する報告において、入管収容施設における収容者が直面する社会構造を、政治理論、心理学、社会学、行政学の知見から考察し、特に現場の職員に共有されている問題のある無意識のバイアスが医療放置事件の基底的要因であることが示された。さらに、無意識のバイアスと哲学についての議論をふまえたうえで、この構造を解消するためには、入管組織に対する外部からの継続的な認識的介入が要請されることが指摘された。

討論者として秋山肇氏（筑波大学）は3報告に共通する質問として、出入国管理における多様なアクターの役割をどう考えるか、各報告者が示す「問題」は特定の国の問題であるか、国家制度の構造的な問題であるか、との問いが提示された。次に討論者として山田哲也氏（南山大学）から、オーバーステイの何が悪いのかについて、道徳的悪さと法的悪さを区別して議論する必要がある。収監施設は居心地の良い場所であるべきことは当然のことであるが、バイアスを解消するための外部の介入を誰が行うのか。難民収容や強制送還に関するグローバルな法はあるのか、グローバルな法とされるものに法的拘束力あるのか、といった

質問がなされた。最後に司会者の庄司から「人の移動、難民、避難民」について国際法、人権法、国内の行政法、政治理論、心理学、社会学、行政学など多角的視点から議論がなされグローバル・ガバナンス学会らしいセッションであったことが指摘された。

(文責：庄司真理子)

---

## ■学会 10 周年特別企画

### 共通論題 1. Ukraine War and the Restructuring of Regional Order

(本学会、東京外国語大学国際関係研究所共催)

(市民公開セッション)

Speaker: Dr. Shuhei Mizoguchi (Hosei University)

“The disintegration of the “Near Abroad”: Putin’s imperialism and its backlash in the post-Soviet space”

Speaker: Dr. habil. Cornelius Friesendorf (Institute for Peace Research and Security Policy at the University of Hamburg (IFSH))

“Russia’s war in Ukraine: How the OSCE adapts”

Speaker: Dr. Richard Youngs (Carnegie Europe/Warwick University)

“Has the Ukraine war given rise to a more geopolitical EU?”

Discussant: Hideaki Shinoda (Tokyo University of Foreign Studies)

Discussant: Midori Okabe (Sophia University)

Chair: Yumi Nakayama (Tokyo University of Foreign Studies)

## 部会内容

本部会は、2022年2月のロシアの軍事侵攻によって始まったウクライナ戦争が長期化する中で、ロシアと政治、安全保障、経済、エネルギー等あらゆる分野で密接な協力関係を構築してきたヨーロッパ諸国がロシアとの関係の再考を迫られている状況を受けて、企画されたものである。とりわけ、本部会ではウクライナ戦争の影響が地域秩序に及んでいる点に着目し、欧州安全保障協力機構（OSCE）、ヨーロッパ連合（EU）、旧ソ連邦地域、という3つの地域それぞれの専門家を招へいし、地域の構成国や各地域機構による今般の危機への対応状況についての報告が行われた。Friesendorf氏の報告ではロシアを構成国として含むOSCEではウクライナ戦争以前から観察されていた組織の形骸化の兆しに拍車がかかる一方で、組織の再活性化に向けてロシアを迂回、あるいは排除なき孤立を進める形で、加盟国間での意思決定を模索する動きが見られることが報告された。Youngs氏の報告では、EUではより地政学的な動きが強まり、超国家的統合から国家主権への回帰が進んでいる傾向がみられることが説明された。Mizoguchi氏の報告では、これまでのロシア主導の軍事同盟

下にあった旧ソ連邦地域でロシアと距離を置こうとする国が複数あり、それらの国が中国や欧米諸国とロシアの間でのかじ取りを図ろうとしていることが説明された。討論者である篠田氏（非会員・東京外国語大学国際関係研究所）および岡部会員は報告者3名に対して、それぞれの地域秩序に変化をもたらす主体に関する疑問が呈されたほか、欧米諸国が中心となって形成している「キーウ安全保障協約（Kyiv Security Compact）」とそれぞれの地域秩序の関連や、個別の論点について様々な質問が寄せられた。

（文責 中山裕美）

---

11月13日(日)

#### ■部会5. ウクライナ戦争とグローバル・ガバナンス

- ・部会：浦部浩之（獨協大学）「ウクライナにおける国際選挙監視活動からみえてくる紛争とガバナンスの問題」
- ・報告：宮脇昇（立命館大学）「冷戦 ver.2.0」とウクライナ戦争」
- ・報告：山上亜紗美（京都府立大学）「2014年以降のウクライナ危機と経済制裁—EUの制裁を中心に—」
- ・司会：白井実穂子（駒沢女子大学）
- ・討論：玉井雅隆（東北公益文科大学）
- ・討論：服部倫卓（北海道大学）

#### 部会内容

本部会では、未だ終息しないウクライナ戦争についてグローバル・ガバナンスの視点から多角的検討が試みられた。

最初に、浦部報告では、2014年のウクライナ大統領選挙と議会選挙、2019年のウクライナ大統領選挙でのOSCEの選挙監視団の一員としての経験を踏まえ、選挙監視活動がウクライナの民主化に果たしてきた意義と問題点が明らかにされた。OSCEによる継続的監視活動がウクライナの民主主義の強化に寄与し、ウクライナが自由と民主主義を尊重する国としての信任を獲得したことの意義に加え、ロシアによるゼレンスキー政権の不当性の論拠を破綻させる副次的効果があったと評価する。その一方、2019年の選挙監視でウクライナ側がロシア国籍の選挙監視員の受け入れを拒否したことはウクライナの外交的稚拙さを露呈したと指摘した。

次に、宮脇報告では、冷戦を「複数の大国間でイデオロギー闘争(規範の激しい対立)、陣営間対立(同盟間対立)、覇権競走が見られることにより、戦争ではない(米露が直接戦闘しない)が高度な軍事的緊張・政治的緊張が続く状態」と定義し、2014年のクリミア併合(占

領)によるロシアの G8 資格停止から「冷戦 ver.2.0」が始まったと捉える。そして、20 世紀の戦間期(1919-1939)と同様に、「冷戦 ver.1.0」と「冷戦 ver.2.0」の「冷戦間期(1989-2014)」という時代設定が可能かつ意義があるとする。その上でウクライナ戦争に到る「冷戦間期」の外交と制裁の失敗がウクライナ侵攻の誘因になったとし、NATO 拡大の誤算、軍備管理・軍縮交渉など国際制度の破綻、民主的平和論の地理的認識の欠如の 3 点を指摘した。

最後に、山上報告では、ウクライナ侵攻以前の EU による対ロシア制裁と対ベラルーシ制裁に焦点をあて、ウクライナ侵攻に対する EU の経済制裁の意義と限界が明らかにされた。2014 年のロシアによるクリミア併合、および 2021 年のソウリヌイ拘束に関する対ロシア制裁および 2020 年のベラルーシ大統領選挙の不正を理由に実施された対ベラルーシ制裁は、民主主義と人権に基づく制裁である。とくに EU は「2020 年規則」で人権侵害制裁法である「グローバル・マグニツキ法」を取り込み、このことが結果的に、行き場を失ったベラルーシのロシア依存につながり、制裁の逆効果を生じさせたと結論づけた。

報告に続き、討論者の服部教授と玉井会員から、各報告に対するコメントと問題提起がなされた。浦部報告に対しては、2010 年のウクライナ大統領選挙監視の評価、OSCE は選挙の民主的プロセスの評価に徹する立場であるのか、OSCE の選挙監視ではネット・サイバー領域での取り組みを強化しているのかなどの質問が寄せられた。宮脇報告に対しては、米中は覇権攻防だが、米露はもっとローカルな縄張り争いで、友好国と非友好国も陣営というほどの思い意味は無いのではないのか、新しい冷戦は何をめぐる対立なのか、民主的平和論について、権威主義体制の民主化にこだわらない方が大国間の平和は保たれるという見方をどう考えるのかなどの質問が寄せられた。山上報告に対しては、EU 単独でなく、マルチラテラルな政策決定過程として捉える方がより真に迫った分析ができるのではないのか、価値を共有する多国間の共同体である EU は意思表示することで団結を示すと宿命づけられているがゆえに、問題解決よりも、独善に傾く陥穽も否定できないのではないのかとの問題的がなされた。この後、フロアからも活発な質疑応答・議論が交わされた。

(文責 白井実穂子)

---

## ■部会 6. 自由論題 3

- ・報告：田巻宏将（群馬県立前橋清陵高等学校）「日本の国際保健政策と MDGs：国際規範の受容の視角から」
- ・報告：藤木剛康（和歌山大学）・河崎信樹（関西大学）「『債務の罫』を超えて：一帯一路と IMF コンディショナリティ」
- ・討論：小川裕子（東海大学）
- ・司会：小尾美千代（南山大学）

## 部会内容

本部会では自由論題セッションとして 2 件の報告がおこなわれた。田巻宏将会員の報告は、日本の保健関連 MDGs（ミレニアム開発目標）への取り組みをテーマとして、MDGs を主要な政策に掲げ、特に保健分野で外交的なリーダーシップを発揮してきた一方で、ODA の拠出額は減少傾向にあり、保健分野での国際・国内比率も増加していないことを受けて、なぜ政策と実施に乖離しているのかという問いをめぐる研究である。「国内の各アクターが既存の規範・制度との整合性を図りながら国際規範を再解釈し、受容・制度化していくプロセス」としての「国際規範の現地化」を分析視角とし、日本の各援助アクターは MDGs を受容した際に、成長規範と貧困規範の相互補完性を反映した既存の制度との整合性を重視し、貧困規範を優先させなかったために保健分野の ODA 拠出率に大きな変化はなく、その内容も「成長を通じた貧困削減」の名のもとに正当化され、変化に乏しかった。一方で、各アクターはそうして正当化したアイデアや実施案件を外交の場で伝播しようとした結果、政策と実施が乖離して見える結果となったことが示された。

藤木剛康会員・河崎信樹会員からは、中国の一带一路構想（BRI）と IMF のコンディショナリティを重視する欧米諸国の開発援助との関連について、BRI の旗艦プロジェクトとされる中国・パキスタン経済回廊構想（CPEC）を事例とした分析について報告がなされた。BRI は内政不干渉を原則とするがゆえに現地国の債務危機や経常収支危機への対策が十分に備わっておらず、担保とした資源やインフラの利権を確保する以外に手段がないことから、中国の政治・外交・経済的な支配が強まる「債務の罠」が生じてしまう。これに対して欧米諸国はこれまでに債務問題に対する制度的な枠組みを構築しており、CPEC でパキスタンの経常収支危機が問題となった際には、中国が IMF の緊急融資を受け入れるようパキスタンに促しており、欧米先進国の国際開発援助レジームに依存せざるをえない側面が指摘された。

これらの報告に対して討論者の小川裕子会員からコメントがなされた。田巻会員の報告に対しては、問いの設定に関して、借款による保健セクター支援の普及をめぐる日本のイニシアチブに注目する視点や、成長規範と貧困規範の統合に関する日本の役割、財団や企業といった民間の役割などについて指摘がなされた。また、藤木・河崎報告に対しては、中国の構想である BRI をレジームと同列に扱うことの是非や事例の CPEC の位置付け、開発レジームの枠組みでの発展可能性などについて指摘がなされた。フロアからは保健分野 ODA に関するデータベースの紹介や分析視角に関する見解や質問など多くの建設的なコメントが寄せられ、非常に活発な議論が展開された。

（文責：小尾美千代）

---

## ■部会 7. 発展する EU 諸機関の役割

- ・ 報告：原田豪（神戸大学）「ECJ 判例の及ぼす欧州統合過程への作用」
- ・ 報告：福田智洋（早稲田大学）「国際官僚制におけるジェンダーメインストリーミングの結晶化—EU 職員規則を事例として—」
- ・ 討論：白井陽一郎（新潟国際情報大学）
- ・ 司会兼討論：河越真帆（神田外語大学）

## 部会内容

本部会では、まず原田豪会員（神戸大学）が「ECJ 裁定がもたらす欧州統合過程の制度変化動態—ポジティブ・アクションを巡る条約改定を事例として—」のタイトルで報告を行った。高度な制度化が進んだ EU のガバナンスにおいて、ECJ（EU 司法裁判所）の裁定が欧州統合過程に及ぼす影響を、制度設計のフィードバック研究の視点から精緻に分析した報告であった。具体的に EU 条約の改定によって ECJ 裁定が撤回されたとするカランケ事件の判例を扱い、EU の法制度化の影響を検討した。

次に福田智洋会員（早稲田大学）が「国際官僚制におけるジェンダーメインストリーミングの結晶化—EU 職員規則を事例として—」と題した報告を行い、EU の国際官僚制（欧州委員会）がジェンダーに関しての配慮を制度化（「結晶化」）していくプロセスを丁寧に考察した。当初は曖昧であったジェンダーへの考慮が欧州委員会の職員規則に明記された事例から、EU における規範の定着過程を分析した報告であった。いずれの報告も、ジェンダーをめぐる EU での制度が変化するプロセスとそのダイナミズムの解明を行った意欲的な報告であった。

二人の報告に続き、討論者の白井会員より各報告に対するコメントと問題提起がなされた。白井会員は、国家が主役とならない EU という研究対象の特徴についてコメントした上で、ジェンダー平等の規範をめぐる政治の持つ含意について指摘した。利益政治や権力政治ではなく、アイデンティティの政治を刺激するアジェンダとしてのジェンダーについて、EU 研究における国家の扱いがその論点であった。また、二人の報告内での専門用語（「中間者」や「結晶化」）の定義についての指摘もあった。もう一人の討論者の河越からはグローバル・ガバナンスにおける EU 研究の射程という論点が提示され、制度と規範の相互作用について、EU 以外の国や地域への含意は何かという指摘があった。

最後に、フロアの参加者と報告者との間で活発な質疑応答が交わされた。吉沢晃会員（関西大学）からは、各報告の独自性についての質問が出された。また、原田徹会員（佛教大学）は、EU 加盟国ごとの選好が違う点について指摘し、報告者にその実態を尋ねた。いずれの質問にも報告者が丁寧かつ的確に回答した。総括すると、EU のジェンダーをめぐる最新の研究動向を踏まえた啓発的な報告と自由な雰囲気の中での質疑応答が続き、大変充実した部会であった。

（文責：河越真帆）

---

■学会 10 周年特別企画

共通論題 2. 経済安全保障のグローバル・ガバナンス (14:45-16:45)

(市民公開セッション)

- ・報告：滝崎成樹・前内閣官房副長官補兼国家安全保障局次長（現内閣官房 TPP 等対策本部首席交渉官）  
「経済安全保障と日本の対外戦略」
- ・報告：川崎剛（カナダ・サイモンフレーザー大学教授）  
「日本の大戦略における経済安全保障推進法」
- ・報告：片田さおり（米国・南カリフォルニア大学教授）  
「日本の地経学戦略と地域経済ガバナンス」
- ・報告：川口貴久（東京海上ディーアール主席研究員）  
「経済安全保障とサイバーセキュリティ」
- ・討論：大矢根聡（同志社大学）
- ・司会兼討論：中村登志哉（名古屋大学）

共通論題 2 「経済安全保障のグローバル・ガバナンス」は、本学会設立 10 周年記念を祝い、また 3 年半ぶりの対面の大会になることから、国外の大学や内閣官房を含む多方面のご協力を得て開催された。ロシアによるウクライナ侵略等を契機として、経済安全保障は喫緊の最重要課題として認識され、2022 年末までに「国家安全保障戦略」3 文書が策定される予定になっていた（3 文書は同年 12 月 16 日、岸田文雄総理が正式発表した）。これを目前に控え、同年 9 月まで内閣官房副長官補兼国家安全保障局次長として経済安全保障推進法の制定を含む経済安全保障を担当された滝崎成樹・内閣官房 TPP 等対策本部首席交渉官をお招きし、日本政府の政策目標や取り組みをご報告いただいた。これに続き、いずれも国内外で活躍する国際政治理論の川崎剛教授（カナダ・サイモンフレーザー大学）、国際政治経済学の片田さおり教授（米国・南カリフォルニア大学）をお招きしてご報告をお願いするとともに、サイバーセキュリティの川口貴久会員（東京海上ディーアール）が情報通信・サイバー安全保障分野を中心に報告した。

滝崎報告は、経済安全保障への取り組みが急務になった背景に、悪意を持って最先端技術の知的財産の窃取を試み、輸出入品を「武器化」して利用しようとする国々の存在があることを指摘し、同盟国の米国や友好国と協力し、戦略的に重要な物資の確保を維持できるような環境を整備していくことが重要との認識を中心に、同推進法成立の背景を説明した。他方、川崎報告は、ロシアによるウクライナ侵攻等により厳しくなった国際環境の中で、経済安全保障推進法の成立が日本の安全保障にとっては前進と位置付けながらも、同法は守備的な性格にとどまり、今後はより積極的な手段を含め、日本としての総合的な「大戦略」（グラ

インド・ストラテジー)の策定が不可欠であると強調した。

片田教授は、日本が戦後進めてきたアジア諸国との経済相互依存関係の発展と、経済安全保障の概念をどう両立させていくかが課題であるとの認識を示した。片田教授によれば、インド太平洋地域における経済ルール構築・維持が重要性を増したため、日本が中心となり「環太平洋パートナーシップ包括的・先進的協定」(CPTPP)を成立させ、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」も打ち出した。ところが、2020年代に入り、コロナ禍による供給網の混乱、米中両国による経済相互依存の武器化やディカプリングに向けた動きが進行した。日本政府も経済安全保障を立法化し、産業の国内回帰や多様化を奨励し、地域経済ガバナンスのルールをいかに発展させ、施行させるかという挑戦に直面した。日本はその地経学戦略により、同地域の経済安定をどう図るかの難題に直面していることを報告した。

川口報告は、同推進法により基幹インフラの事業者が重要な設備やソフトウェアを調達・選定する際、政府が「特定妨害行為」等のリスクの有無を事前チェックし、警察庁等も民間企業に技術流出防止のためサイバーセキュリティ強化を促すなど、経済安全保障の文脈で対策が強化されたことを指摘した。その背景には、激化する米中対立があり、特に2010年代以降、米国の観点からは、商業的優位の獲得を目的とした中国政府による民間企業に対するサイバー攻撃など多様な問題が顕在化し、中国のサイバースパイ活動への対応が迫られたことが挙げられると述べた。

これらの報告を踏まえ、討論者の大矢根聡会員は、経済安全保障推進法との関連で焦点とされる対中関係について、その政策目的を中国の行動変容を促す、封じ込め、台頭の減速化などが考えられ、「インド太平洋経済枠組み」(IPEF)の14カ国すべてで対中貿易が最大であることを考慮すれば、同推進法が想定する経済安全保障の担保が実際に可能かを問わざるを得ないと指摘した。また、司会兼討論者の中村登志哉会員は、同法が2023年から実際に施行され、各企業に対応が迫られていく中で、市場を失しかねない企業もあり、国内世論の支持を得られるかが成否のカギになるのではないかと指摘した。滝崎、川崎、川口各報告のフルペーパーは学会誌に掲載されたので、ご参照されたい。

(文責 中村登志哉)

---

## 国際交流委員会 ニュース・レター報告

### 国際交流委員会

2022年3月17日に「グローバル・ガバナンスにおける多様な主体とトランスナショナル規範」(Multilateral Actors and Transnational Norms in Global Governance)というテーマで国際シンポジウムを開催いたしました。以下にご登壇者のご報告要旨を掲載いたします。

Dr. Virginia Haufler, University of Maryland, College Park, USA

"Climate Risk, Private Governance, and Transnational Norms of Stability"

How can we reconcile the institutionalization of climate policy to make it durable with the political contestation that may be needed to make the profound changes we really need to make? Pater, Tobin and VanDeveer argue there is an unexplored tension in climate policy debates between demands for policy stability to lock in desired changes versus calls for political upheaval to open opportunities for change to occur. The desire for a rapid energy transition to address climate change comes up against norms of stability that lie behind a preference for incremental steps.

I explore this tension in debates over climate action by the financial sector, in particular the case of insurance. The financial sector is often viewed as an intermediary in global governance because it provides public and private actors with leverage over the private sector. The insurance sector could play a bigger role than it has to date but it is structurally oriented to the status quo. Insurers evaluate risk based on past outcomes, which disposes them to favor policy stability. However, the impact of climate change we see today--more severe weather, rising water levels, and severe wildfires--will eventually change those models, but this will happen slowly.

For over four decades now activists have been pressuring insurers to change their policies and practices to take climate risks into account in more future-oriented models. Recently demands have escalated for insurers to stop insuring fossil fuels. Regulators are beginning to require companies including insurers to undertake mandatory ESG reporting including attention to climate risks. The UNEP's Finance Initiative has convened insurers regularly to address climate change risks. The insurance industry is responding more quickly today than in the past but well short of the significant disruption that some observers argue is necessary. A number of insurers have ended their coverage of fossil fuels and taken other steps that respond directly to climate risks. As norms change within the industry regarding the need to take climate change into account in their models, they will lock in new policies through their contractual relations with other firms.

服部 崇：京都大学経済研究所特任教授

"APEC and its role in formulating international norms"

Formulation, including diffusion and acceptance, of international norms has been considered in International Relations. Yet, the scholars have not paid enough attention to the role of regional organizations and institutions in the process of formulating international norms. In the Asia-Pacific region, the Asia-Pacific Economic Cooperation (APEC) has been one of the

leading regional organizations since its launch in 1989. Therefore, I would like to examine the role of regional organizations in formulating international norms, by analyzing the case of APEC in recent years. Three different international norms are picked: (i) trade and investment liberalization, (ii) data free flow with trust, and (iii) climate change. Actors in formulating international norms may involve governments, industries, civil societies/epistemic communities, and international organizations and institutions. In the case of recent APEC, I examine how APEC, APEC Business Advisory Council (ABAC), and APEC Vision Group (AVG), have influenced the formulation of the above three international norms. Through the examination, I try to draw several points which are necessary for considering relations between regional organizations and international norms.

Regarding the trade and investment liberalization norm, the role of APEC has been both the support for the multilateral trade system and the liberalization in the region. The role of ABAC has been presenting recommendations to APEC and giving pressure on the APEC process. The role of AVG was to consider future visions in the region and generate recommendations for them. There could be issues regarding formally acknowledged actors such as ABAC and AVG versus other stakeholders. The relations with other international fora such as World Trade Organization (WTO), East Asia Summit (EAS), and ASEAN+3 are also matters to be considered. Consideration of hard law versus soft law is also important.

Regarding the data free flow with trust norm, the role of APEC has been the implementation of the norm in the APEC context, by streamlining “free flow” and its conditions, as well as providing capacity building to implement it. The role of ABAC has been presenting the business concerns. The role of AVG was also to present its consideration regarding “free flow.” This may be a test to check the mutuality of the free flow with trust norm utilizing the APEC venue. There may be a decrease in direct business interests regarding the institution-building related to the flow of data. The importance of capacity building should be addressed in this regard.

Regarding the climate change norm, the role of APEC has been generating recommendations to climate negotiations at some points but mainly implementing implementations including energy-related matters. The role of ABAC is the recommendation on climate change policies and promoting business actions. The role of AVG was to recommend climate and transition recommendations. The members of APEC are in various development stages and conditions, which may have positive and negative impacts on facilitating climate change actions. There may be an advantage for APEC when linking trade and climate change. Finally, carbon neutral and energy transitions are side-by-side issues.

Dr Mia Mahmudur Rahim, Associate Professor, School of Law, UNE, Australia

## “Regulating ‘Big Data’ Based Global Corporations in the ‘New Normal’

COVID 19 pandemic has increased the use of virtual communication modes in many folds; consequently, virtual data production has raised many more folds. A 2020 study revealed that we are creating 2.5 exabytes of data in a day and 1.3 million videos in a second. Such a massive volume of data on the cloud platforms have set large data-related global companies in a unique position: they are immensely powerful in many respects but stay largely beyond any effective regulation. They use the public generated data to make their fortune, though meagrely respect data privacy rights.

Sovereign states’ responses to this situation are driven by their legislation which is based mainly on the punitive approach and the classical economic theory of rational cost calculator. However, continuous misuse of public data and violation of personal data privacy by large global companies such as Facebook already explains the ineffectiveness of such legislation. Public organisations, in general, are yet to have adequate knowledge and technical capacities to deal competitively with the large companies of this industry. Moreover, the need to maintain an uninterrupted data flow has put them in a position where the cooperation of big data companies is vital for delineating a compelling big data regulatory system.

Evaluating how to make regulatory systems effective for the big data industry is pertinent in this new-normal situation, and this is the subject of my presentation. In this presentation, I will focus on the lack of a practical approach in big data-related regulatory systems and highlight the opportunities for a regulatory system that can assist both the regulator and the regulatees in this industry. The core of my suggestions would be that big data regulation should base on the principles of the front-end regulatory system. Within this system, the regulators assist the large data companies in managing their challenges to become ethically compliant. It would also raise social actors’ capacity to hold these companies to respond to the objectives of a regulatory system.

吾郷真一：立命館大学衣笠総合研究機構教授

## “Future of International Labour Standards Setting - The Soft-law Approach”

Standard-setting and supervision of international labour standards (ILO Conventions and Recommendations) have been the back-bone activity of the ILO in the last one hundred years and it will also continue to be so in the next century ahead. The ILO is an old institution and its working tools are basically traditional ones, that is to say adopting multilateral treaties and supervising their application by bodies set up by its own institution. However, the international community changed from 1919 and has become a global rather than an inter-state community. In other words, non-state actors have acquired important status in formulating international rules and in enforcing them. A hundred-year-old institution, such

as the ILO, must also adapt itself to the new environment and pursue its goal ("Social Justice") by incorporating new techniques.

On the other, the contemporary globalized world can still learn from the experience of this old institution and it is actually contributing to the global governance in the new environment by its traditional and orthodox techniques. After all, the ILO was already "globalized" in 1919, in the sense that it was comprised not only of governments but also non-governmental entities, employers and workers organizations, as equal partners in the formulation and application of standards. No other inter-governmental organizations have non-governmental entities as basic members of the organization with equal voting rights.

The ILO's tripartite structure is contributing to materialize the aims of the SDGs or the principles set forth in the UN Guiding Principles on Business and Human Rights. The Representation procedure under Art.24 of the ILO Conventions, as well as the Complaint procedure under Arts.26 to 34 of the ILO Conventions can provide remedies to victims of human rights abuses by the initiatives taken by employers and workers associations, hence non-governmental entities. These mechanisms, however, have a weakness. They cannot be employed if a country concerned has not ratified the Convention, the non-observance of which is the target of the Representation or the Complaint. Therefore, legally non-binding instruments acquire significance.

Soft-law approach is needed to overcome the difficulties arising from the non-ratification of ILO Conventions. The ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work (1998) and the revised Tripartite Declaration on Multinational Enterprises (2017), both non-binding instruments, try to overcome the hurdle of non-ratification. They apply to everybody regardless of the ratification status and, moreover, anticipate positive actions by the civil society not limited to workers' and employers' organizations. These actions are best undertaken by means which are even softer than a soft law, namely by guidelines set by the enterprises themselves in the exercising their Corporate Social Responsibility. We see in numerous websites of big companies which refer to these Declarations. However, since they are self-declared intentions, some means must be designed to ensure their implementation. Reporting, interpretation, conciliation, certification, supply chain management, framework agreement with global union federations, public contracts are examples. In all these, the civil society is directly involved.

コメントーターは、次の3名の方で、非常に白熱した議論となりました。足立研幾：立命館大学国際地域研究所所長、国際関係学部教授、渡邊智明：福岡工業大学社会環境学部准教授、宮脇昇：立命館大学政策科学部教授

(文責：庄司真理子)

---

## 編集後記

この度は、ニュース・レターの発行が大幅に遅れてしまい、会員の皆様に多大なご心配・ご迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ございません。この場をお借りして伏して心より深くお詫び申し上げます。

なお、理事会議事録(第43～45回)につきましては、次号(ニュース・レター第15号)に第46～48回と併せて掲載いたします。重ね重ね恐縮至極に存じますが、ご海容賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(文責 ニュース・レター編集委員会 奥迫元)